

# 告 示

## 埼玉県告示第五百五十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一七―九―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市普濟寺字中原千六百二十六番二、千六百二十六番三、千六百二十七番四、千六百二十八番一、千六百二十八番二、千六百二十八番三

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百八十二・七六立方メートル